

城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、城里町ふるさと応援寄附金制度を活用し、町内特産品の魅力発信及び町内産業の振興を図るため、城里町ふるさと応援寄附金条例施行規則（平成20年城里町規則第15号）第2条の規定による寄附の申出をした寄附者（以下「寄附者」という。）に対する、お礼の品として贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）の登録その他の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす法人等でなければならない。

- (1) 城里町内に本店、支店、営業所及び工場等を有する法人または個人事業主であること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。）第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する場合はこの限りではない。
- (2) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていること。
- (3) 町税（町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ）の滞納がないこと。
- (4) 返礼品の品質や取扱い等に関する問合せに迅速かつ適切な対応ができること。
- (5) 商品原材料、価格の表示その他の商品情報の開示の求めに迅速かつ適切な対応ができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等でない者

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項第2号に規定する基準に適合するものであり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 城里町の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つ物産又は役務であること。
- (2) 協力事業者が自ら販売、生産、製造、加工、サービスの提供又は企画を行っているものであり、総務省告示第5条各号のいずれかに該当するものであること。
- (3) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。ただし、供給できる季節が限られる返礼品については、期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (4) 返礼品が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。
- (5) 返礼品が宿泊、食事、乗車、施設利用、イベント体験その他役務の提供である場合は、城里町内で提供されるものであること。
- (6) 返礼品が配送を要する場合は、宅配業者による配送が可能な返礼品であること。

(協力事業者の申込)

第4条 協力事業者としての登録を希望する事業者（以下「申込事業者」という。）は、城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼事業者情報変更届出書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 登録希望返礼品概要書（物産）（様式第2号の1）又は登録希望返礼品概要書（役務）（様式第2号の2）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 事業概要が把握できる書類
- (4) 町税に未納がないことを証する書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの
（協力事業者の登録の決定）

第5条 町長は前条に規定する申込書の提出があった場合は、その内容を審査した上、速やかに登録の可否を決定し、城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録可否決定通知書（様式第4号）を申込事業者に対し通知するものとする。

（登録事業者の登録内容の変更）

第6条 前条の規定による登録の決定の通知を受けた協力事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録情報を変更する場合は、申込書に必要事項を記入し、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、返礼品情報を変更する場合は、城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者返礼品情報変更届出書（様式第5号。以下「変更届出書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（登録事業者の登録内容の変更の決定）

第7条 町長は、前条第2項に規定する変更届出書の提出があった場合は、変更の内容を審査した上、速やかに変更の可否を決定し、城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者返礼品情報変更可否決定通知書（様式第6号）を当該届出登録事業者に対し通知するものとする。

（返礼品の取扱いの中止）

第8条 町長は、登録事業者が提供する返礼品が第3条の要件を満たさなくなった場合には、当該返礼品の取扱いを中止し、城里町ふるさと応援寄附金返礼品取扱中止通知書（様式第7号）により、当該登録事業者に通知するものとする。

（登録力事業者の責務）

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 城里町の魅力発信に積極的に努めること。
- (2) 寄附者の個人情報の取扱いについて、城里町個人情報保護条例（平成17年城里町条例第11号）及び関係法令を遵守し、返礼品の発送以外の目的で使用しないこと。
- (3) 登録事業者が提供した返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情等については、町の責めに帰すべき場合を除き一切の責任を負うこと。
- (4) 前号の苦情等については、城里町又は城里町ふるさと応援寄附金業務を委託された事業者へ報告すること。
- (5) 暴力団員等を下請契約等の相手方に選定しないこと。また、下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知った時は、速やかに当該下請契約等を解除すること。

（登録事業者の登録の抹消届出）

第10条 登録事業者は、登録の抹消を希望する場合は、城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録抹消届出書（様式第8号。以下「登録抹消届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

（登録事業者の登録の抹消）

第11条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、登録抹消届出書の提出があったとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第8条の規定により提供する返礼品のすべての取扱いが中止されたとき。
- (4) 第9条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (5) 城里町、寄附者、その他城里町ふるさと応援寄附に関係する者に対し、損害を及ぼすおそれがあるとき。

2 町長は、前項の規定により、登録事業者の登録を抹消したときは、城里町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録抹消通知書(様式第9号)により、当該登録事業者に通知するものとする。

(登録事業者の登録期間)

第12条 登録事業者の登録期間は、第5条の規定による決定の通知があった日が属する年度末までとする。ただし、登録期間の満了日までに、第10条に規定による抹消の届出がなく、かつ、第11条の規定による登録の抹消がない場合は、登録期間は翌年度末まで更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この告示に定めのない事項については、町と登録事業者が協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の日において現に返礼品を提供している登録事業者については、第2条に規定する要件を満たす事業者として登録されたものとみなす。